

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□、委員は○、事務担当者は△で表示する。

□ 少年事件における体験型教育的措置の実情や補導委託の委託先確保の必要性は説明のとおりですが、更なる工夫、改善の余地や新たな取組のアイデアなどについて意見交換を行いたいと思います。

○ 体験型教育的措置について、万引きや窃盗の被害を考える講習の説明がありました。その他にも交通違反を犯した少年や薬物に手を出してしまった少年などに対する講習もあるのでしょうか。

△ 先ほど説明した講習に当てはまらない類型の罪を犯した少年で、かつ、非行性が低い少年については、地域清掃活動などの、対象者が限定的にならない教育的措置を受けさせています。実際、講習を受講する少年よりも、地域清掃活動に参加する少年の方が人数は多いです。平成28年と29年においては、万引き被害を考える講習を受講した少年が約100人なのに対して、地域清掃活動や切手整理活動に参加した少年は約300人になります。

△ 一例を御紹介しますと、かつてシンナーに手を出す少年が数多くいた時代には、シンナーの影響に関する講習を実施していました。現在は、シンナーに手を出す少年が少なくなっているため、状況に応じて、医師である裁判所技官に指導してもらうなどの個別対応を行っています。

○ 以前、大阪城公園で行われた少年とその親だけによる清掃活動に参加したことがあります。先ほどの説明では、現在は地域のボランティア団体と一緒に清掃活動を行っているということであり、同じ清掃活動であっても、内容を工夫しているのだと思いました。このように、実際に行動して地域の人から御礼を言われる経験は、少年によい影響をもたらすと思いますが、清掃活

動以外にも一緒に過ごして年下の者から慕われる経験など、他の教育的措置は行っているのですか。

△ 集団で実施するものは清掃活動だけですが、個別に実施するものとして、福祉施設などに通って社会奉仕活動を行うことや簡易なボランティア活動を行うことがあります。

○ 近隣の家庭裁判所と、どのような体験型教育的措置を行っているかについて情報交換をする機会はあるのでしょうか。

△ 他の家庭裁判所との情報交換は行っています。集団で実施する取組として地域清掃活動は多くの家庭裁判所で行われていますが、清掃活動を一緒に行うメンバー、清掃する場所や回数などは庁によって異なるので、それを踏まえて他庁の実情を参考にしています。

○ 私の勤務先においては万引き被害を受けることがあり、私自身も万引きした少年やその保護者と対応することがあります。そのような場で感じるのは、遊びの延長で万引きをしてしまうという罪の意識の希薄さや、子供を叱りつけたりすることなく代金を支払うことで済まそうとする保護者の責任感のなさなどです。その原因について社内で話をした際には、家庭環境の複雑化などにより、他者との良好なコミュニケーションや、多様な人と関わる体験などが不足していることが挙げられました。

私の会社でも周辺地域の清掃活動に協力しており、私自身も月に数回参加しています。配られたゴミ袋に黙々と拾ったゴミを入れることに終始しては他の参加者とのコミュニケーションは取れません。清掃活動を取りまとめる指導者やリーダーといった立場の人が、いかにして少年に達成感や充実感を味わわせるのか、自分の存在意義を見出させるのかを考えて行動することが求められると思います。

また、万引きをしたり、自転車を盗んだりする少年は、罪の意識が薄いことが多いと思います。講習を受講した少年の感想文の紹介がありましたが、

そこにはもっともなことを書くのだと思います。重要なのは、感想文を書かせることではなく、被害者の話を聞いてどう感じたのかをきちんと確認した上で、少年に反省の気持ちや社会のルール的重要性を植え付ける必要があると思います。

清掃活動についても、参加する少年が、悪いことをした罰としてやらされていると感じないように実施しなければ教育的な効果が期待できないと思います。

△ 確かに、少年や保護者に清掃活動の説明をすると、最初は罰としてやらされるのだという受け止めをされることがあります。そこで、裁判所の意図する狙いはそのようなものではなく、少年に社会の一員であることや自分の行動が社会の役に立つことを感じてもらうことにあるとの趣旨説明を十分に行っています。裁判所職員による言葉の説明で足りない部分は、実際に一緒に清掃活動をする裁判所以外の人から率直に気持ちを伝えられることで、一層理解が深まると感じています。

□ 警察や検察庁、裁判所といった、少年の処遇に関わる機関に対して望むことや、御意見などはありますか。

○ 少年を取り巻く状況については、少年法の存在や少年犯罪の内容などが社会の話題となっているほか、成人年齢の引下げもあります。少年がこれからの社会を担っていく存在であることは間違いなく、非行少年の更生は社会全体が向き合って取り組んでいく問題だと思います。

当社では、10年ほど前から、障害者、特に精神障害者の雇用に取り組み始めました。厚生労働省などの指導を受けながら取り組んだのですが、当初は社外や社内の目などもあってなかなか前に進みませんでした。その後、社員の教育や意識改革に取り組み、現在では数十人を雇用するに至っています。少年についても同じで、見た目などで決めつけてしまうのではなく、問題の真相を見つめて取り組む必要があると思います。しかし、知り合いの保護司

から聞いた話では、実際には少年の更生は容易ではなく、中には補導委託先で更に罪を犯す少年もいるそうです。結局は、少年ごとに性格や育ってきた環境が異なるので、一人一人といかに真摯に向き合うかが重要なのではないかと思います。

- 説明を聞いた印象ですが、社会の要請などを踏まえて、可能な範囲の最大限の取組を行っているのだろうと感じました。しかし、地域清掃活動にしても切手整理活動にしても、小さな内容の変更はあっても、取組の大枠は長年変わっていないのではないのでしょうか。

時代の変化とともに少年も社会も変わってきている中で、裁判所における取組も新しい形に変えていく必要があると思います。例えば、最近では繁華街などにおいて、地域貢献に熱心な企業や若者が清掃活動に取り組むことが増えています。このような状況を踏まえて、高齢者が中心と思われる地域のボランティア団体とだけでなく、現役世代の社会人や少年と年齢の近い若者の団体などと一緒に清掃活動を行うことで、現在の取組とは異なった教育効果が期待できるのではないのでしょうか。

また、切手整理活動では、その結果をワクチンの本数に換算しているとのことでした。海外の医療支援も立派な動機ですが、可能であれば、国内の被災地支援に役立つ物資などを取り入れることで、自分が住む日本の役に立ったなど、少年の満足感をより強めることができるのではないのでしょうか。

インターネットで少し検索するだけでも、数多くのボランティア団体の活動内容などを知ることができます。そのような情報を収集した上で、少年事件の教育的措置に取り入れられるかどうかを検討するなど、これまでと同じ枠の取組であっても、その内容を少しずつマイナーチェンジしていく必要があると思います。

- △ 地域の清掃活動で言えば、清掃場所や一緒に活動する協力先などは変えているほか、学生のボランティア団体と協力するといった取組もしているところ

るですが、御意見を参考にして検討を進めたいと思います。

- 時代が変われば少年の気質も当然に変わるので、これまで出された意見と同じく、同世代の若者同士で取り組ませて繋がりを持たせることは重要だと思います。また、清掃活動については、懲罰的な雰囲気は漂う状況で実施するのではなく、少年が前向きな意欲を持てるような場所や目的の設定が大切だと思います。

例えば、来年は日本でラグビーのワールドカップが開催されるほか、今後大阪で万博が開催されることも決まりました。このようなイベントにおいては様々な作業が発生し、それを支えるボランティアの存在が重要になります。その一端を担える取組があれば、思い入れのない土地での清掃活動よりも興味を持って取り組む少年が出てくるのではないのでしょうか。

また、被害者の話を聞く講習会については、被害者の話を聞くだけで反省する少年もいれば、そうでもない少年もいると思います。例えば、以前に同じような講習を受けて自分の行為を反省し、その後に自分の進むべき道を見つけることができた人で、受講する少年と年齢の近い人の話を聞くことはできないのかと思いました。

- △ 非行から立ち直った元少年に話をしてもらおうプログラムは、当庁では実施していません。ただし、例えば、少年院などでは、かつては非行少年だったものの、現在では社会的に活躍している人を招いて話をしてもらったり、少年の立ち直りを支援する団体と連携した取組を行ったりしていると聞いています。

- 成人の事例ですが、例えば、薬物依存から抜け出すための取組として、元依存者に体験談を語ってもらうことは非常に有効だと言われています。しかし、少年事件においては、非行歴を知られたくない人が多いことや、処遇を終えた人へのアプローチが許されないことなどから、同様の取組を行うのは難しいと思います。

○ 家庭裁判所がこのような地域清掃活動などの取組を行っていることは、新聞で取り上げてもらったり、裁判所のウェブサイトで広報したりしているのですか。

△ 少年事件においては少年のプライバシー保護が何より重要であるため、限定的な広報に留まっている面はあると思います。

○ 様々な取組の中で、少年を多様な人々と関わらせることは有効だと思いますが、今の若者は大人の言葉をそれほど重視しておらず、横並びの意識の強さから、同世代の意見を気にする傾向があると思います。そのため、先ほど説明のあった少年同士のグループ討議には大きな効果が期待できると思います。取組後に個々に感想文を書かせるだけでなく、同じ取組から他の少年は何を感じたのかなどの感想を交換させることで、少年が新たな視点を持ったり、心を動かしたりすることができると思います。

ただし、グループ討議が成功するかどうかは、進行役のスキルによるところが大きいです。失礼を承知で申し上げますと、これまでの委員会においてテーマについての説明を何度か聞いていますが、裁判所の職員は、原稿に沿って正確に内容を伝えることを意識しすぎて、自分の生の声で話をするのが苦手な人が多いという印象を持っています。少年と型通りに関わるのではなく、その場に応じた進行ができるファシリテーション能力を磨くことも大切だと思います。

□ もう一つの意見交換事項として挙げている補導委託の委託先開拓についての御意見はありますか。

○ 補導委託の制度自体が世間に知られていないのではないかと思います。私は長年家庭裁判所に出入りしていますが、今回配布されたパンフレットは初めて見ました。パンフレットを広く配布したり、制度の内容を報道機関に取り上げてもらったりするなど、もっと制度をアピールすると、裁判所が予想していないルートからの問合せなども増えてくるのではないのでしょうか。制

度が知られていない現状では、委託先を集めるのも難しいと思います。先日、インターネット上で政府広報オンラインというページを見つけました。そこで、子育てや教育に関するコーナーを見てみたところ、里親制度や養子縁組制度が紹介されていましたが、補導委託制度はありませんでした。制度を取り扱っている機関が異なるのかもしれませんが、このような公的なホームページに掲載してもらうのも一つではないでしょうか。その後、裁判所のホームページを見たところ、補導委託制度を説明しているページがありましたが、今回の委員会をきっかけに検索するまでは知りませんでした。まだまだ国民に対する周知が不十分だと思います。

- 私も今回配布されたパンフレットによって、補導委託制度の内容を知ることができました。また、先ほどの説明を聞いて、委託先の数や多様な業種を確保しなければならない必要性は分かりましたが、大阪家裁だけではなく、全国の家庭裁判所で同じような状況なのではないかと思いました。

委託先を開拓するためには、先ほどの委員の意見と同様に、まずは制度の存在とその内容を広く知ってもらう必要があると思います。ただし、全ての国民が関与する制度ではないので、どのような形で周知するのが効果的なのかを検討する必要があると思います。

また、個人で受託者となっている方々は、世の中の役に立ちたいという心意気がある方やボランティア精神に富んだ方だと思います。しかし、世の中の変化によって、個人個人が自分を守ることで精一杯な状況も生まれている中で、高い志を持った個人を見つけるのは難しいと思います。説明の中で、現在の委託先における個人と法人の割合を紹介されていましたが、将来的には法人の割合を増やしていく必要があるのではないのでしょうか。法人も大小様々ですが、社会貢献に取り組んでいる企業はたくさん存在しているので、その方向に目を向けていくことも重要ではないかと思います。ただし、補導委託を引き受けることの負担やリスクについては、包み隠さずに正しく伝え

る必要があると思います。

- 補導委託制度を取り上げていたのか定かではありませんが、数日前に、罪を犯した少年の身元を引き受けた方のニュースを見ました。その方は熱意を持って少年に接していたものの、結果的に少年は再び罪を犯してしまったという内容でした。このような事例がどれだけあることなのか分かりませんが、実際には大変な面も多くあるのだらうと思います。しかし、このようなことは、パンフレットでは受託者の声としてさらっと記載があるだけです。補導委託制度の実態を正確に伝えることや、家庭裁判所のサポート態勢を整えることなどで、受託者が不安を感じないような環境づくりが重要だと思います。

また、金銭面では、受託費用の全部又は一部が支払われることが記載してあります。補導委託制度に協力してくれる人は熱意があって、報酬目的ではないのですが、現在の実費負担以上に手当てを支払うことも必要ではないでしょうか。

- 個人に頼った取組では制度の縮小は避けられないと思います。法人の開拓を進めていくこともそうですが、法務省や労働局、地方行政の地域ネットワークなどを巻き込んだ一つのモデルケースを確立することも考えられると思います。大きな話になってしまいますが、国の制度の一つとして官民が協力して取り組んでいく必要があると思います。

- 企業への周知の方法として、商工会議所に協力してもらうことも考えてはどうでしょうか。

- このパンフレットそのものを配ることは難しいですが、A4サイズ程度のチラシであれば、企業が集まる会合などで配布することもできると思います。